

整理番号	15-9	事務事業名	法律相談事業		作成部署	市民環境部 市民生活課	電話	内線716
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	滝本 明	課長職名	武田 隆	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S58	根拠法令等	無し					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	市民の日常生活での法律に係る疑問、問題に対し、弁護士が助言し自主解決の道を開く。							

## 1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第 3 章)
	節	開かれた市政	(第 5 節)
	施策	市民サービスの向上	(第 2 施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	日常生活で法律上の諸問題を抱えている市民。	
	意図 (何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	市民が日常生活を営む中で直面する法律上の諸問題や疑問について、弁護士による法律相談を行い、市民の生活の安定を図る。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	毎月最終木曜日、午後1時30分より弁護士と面談による個別相談。受付は予約制で毎月15日から相談日の前日まで。(先着10名)
		17年度	同上

## 2 実施(ドウ)

## 【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	10	10	10	10
	合計	10	10	10	10
人件費 (概算)	人数(年間)	0.01	0.01	0.01	0.01
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	90	90	90	90
総事業費 +		100	100	100	100

## 【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	年間相談件数	153	103	120	120
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	年間相談件数(代替指標)	153	103	120	120
	相談できなかった件数	0	52		
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)					

### 3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等  
 多重債務、離婚、相続など個人の法律上のトラブルが増加してきている中で、市民を対象とした無料法律相談事業はますます重要なものとなっていく。

#### 【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	市民の日常生活上の専門的な法律相談を無料で実施できるのは市のみである。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	弁護士による専門的な法律相談を通じて、市民の日常生活に係る問題解決に役立っている。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)		平成16年度から毎月10名の予約制としたことにより、相談者の面談時間が以前より確保され、待ち時間も短縮されたが希望者が全員相談を受けることができなくなった。今後、相談日数を増やしていくこと等が課題である。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

#### 【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	相談を予約制としたことで、待ち時間等の解消はされたが、相談による効果の実態は不明。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	相談時間を予約制としていることで、無駄な待ち時間をなくしている。また、弁護士による専門相談のため、相談内容に対する効率性は高い。	

#### 【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A      B      C

### 4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	市民の日常生活における法律問題について自主解決への道を開くことができることから、さらに拡大して実施すべきである。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	相談できなかった件数が多くなってきていることから、他市町村の状況や弁護士会の無料相談の実施状況などを調査し、今後のあり方について検討する必要がある。